

議案第 8 号

京田辺市文化施設整備基金条例の一部改正について

京田辺市文化施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める

。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、文化施設整備基金の貸付先に学研都市京都土地開発公社を加えることについて所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市文化施設整備基金条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市文化施設整備基金条例（平成元年京田辺市条例第10号）の一部を  
次のように改正する。

第4条に次の1項を加える

- 2 市長は、必要に応じ、基金に属する現金を学研都市京都土地開発公社に貸  
し付けることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

## 京田辺市文化施設整備基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(運用) 第4条 (略) <u>2 市長は、必要に応じ、基金に属する現金を学研都市京都土地開発公社に貸し付ける ことができる</u>	(運用) 第4条 (略)	貸付先の追加